

経済社会構造に関する有識者会議運営要領（案）

（会議の運営）

第1条 経済社会構造に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、「経済社会構造に関する有識者会議の開催について」（平成23年8月23日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

（開催）

第2条 会議は、原則として月1回程度開催する。

（報告）

第3条 会議は、原則として四半期に1回程度報告をとりまとめる。

（会議の公開等）

第4条 会議は、原則として非公開とする。

2 会議の配付資料、議事録は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

（ワーキング・グループの構成等）

第5条 ワーキング・グループには、会議の委員のうち少なくとも1名が参加し、1名はワーキング・グループの主査を務める。

2 ワーキング・グループの主査及びワーキング・グループに参加する委員及び専門委員は、座長が会議に諮り、指名する。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は座長が定める。